

1	会議名	令和2年 第2回教育委員会会議 会議録	
2	開催日時	令和2年2月17日(月)午後2時30分～午後3時57分	
3	開催場所	2階 特別会議室	
4	出席委員	教育長 守山 敏晴 委員 西村 宏、廣田 登志子、村尾 利勝、竹田 千恵	
5	欠席委員	なし	
6	会議出席者	由宇支所長 : 本田 薫 玖珂支所長 : 弘中 勝 周東支所長 : 加藤 勝巳 錦支所長 : 下村 豊 美和支所長 : 角川 博義 教育政策課長 : 三浦 成寿 学校教育課長 : 大谷 弘喜 学校教育課主幹 : 鈴木 芳智 学校教育課 給食管理室長 : 菅岡 克則 青少年課長 教育センター所長兼務 : 福屋 憲道 生涯学習課長 中央公民館長兼務 : 原田 広子 中央図書館長 : 山本 圭子	
7	会議従事職員	教育政策課 : 大黒屋 誠、善本 恵美	
8	会議録署名委員	村尾 利勝、竹田 千恵	
9	議事日程		
	日程第1	会議録署名委員の指名について	
	日程第2	報告第2号	所管事項について
	日程第3	報告第3号	公務上の事故に関する専決処分の報告について
	日程第4	議案第1号	岩国市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について
	日程第5	議案第2号	岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について
	日程第6	議案第3号	岩国市教育支援教室の設置に関する規則の一部を改正する規則について
	日程第7	議案第4号	岩国市青少年育成センター設置規則の一部を改正する規則について
	日程第8	議案第5号	令和元年度教育費3月補正予算の見積りについて
	日程第9	議案第6号	令和2年度教育費予算の見積りについて
	日程第10	議案第7号	令和元年度後期岩国市児童生徒善行表彰について
	会議の概要 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ただいまから令和2年第2回岩国市教育委員会会議を開会します。はじめに、日程第1会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、村尾委員と竹田委員にお願いします。 本日の議題は、日程第2「報告第2号 所管事項について」、日程第3「報告第3号 公務上の事故に関する専決処分の報告について」、日程第4 	

	<p>「議案第1号 岩国市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について」、日程第5「議案第2号 岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、日程第6「議案第3号 岩国市教育支援教室の設置に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第7「議案第4号 岩国市青少年育成センター設置規則の一部を改正する規則について」、日程第8「議案第5号 令和元年度教育費3月補正予算の見積りについて」、日程第9「議案第6号 令和2年度教育費予算の見積りについて」、日程第10「議案第7号 令和元年度後期岩国市児童生徒善行表彰について」以上でございます。それでは、日程第2「報告第2号 所管事項について」を議題といたします。これについては、協議会形式で進めたいと思います。各担当部署から先に配付しております行事予定表について、補足、または所管事項に関する懸案等があれば説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3月の行事予定ですが、3日に行われる中学校長会が今年度最後の校長会になると思います。5日に同じく、小学校長会がありますが、何かありましたら、学校教育課に御連絡いただけたらと思います。7日の中学校卒業証書授与式、19日の小学校卒業証書授与式、23、24日の公立幼稚園卒園式の告示等御案内につきましては、後日お届けします。26日午前中に小・中学校の修了式、31日午前中に辞令交付式を予定しております。
<p>中央図書館長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の自動車事故について報告させていただきます。本年2年2月7日15時35分頃、岩国市立東小学校敷地内において、当該職員により公用車を後進する際、同校敷地内の電柱に車両後部を接触し、助手席側後部バンパーと本体の一部を破損させたものです。電柱に損傷はありません。運転者は中央図書館再任用職員、同乗者は同館嘱託職員2名の計3名です。相手側に被害はありません。 ・事故の原因は、自動車図書館業務中、当日最後のステーションである東小学校に到着し、業務遂行位置に駐車するため、バック走行中、両側に駐車していた2台の乗用車を注視するあまり、後方の電柱に気づくのが遅れ、助手席側後部バンパーを電柱に接触させてしまいました。駐車スペースへのバック走行の際、2名の同乗者がいたけれども、降車しての車両誘導の行為を怠りました。中央図書館では、昨年5月にも職員による公用車事故を起こし、直後に、全職員による検討会や事故再発防止の為に交通安全朝礼を行っていたにも関わらず、今回このような事故を再発してしまいました。今後は、再発防止に向け、始業前に「交通安全朝礼」を継続して実施するとともに、月例整理休館日などに自動車図書館を含む公用車の誘導訓練を全職員で行うこととしています。また、同乗者に自主的に降車を促すため、車内助手席側に、「バック走行・狭い通路等必ず降車誘導」の掲示を車両に貼りました。公用車に限らず、車を

<p>教育長 村尾委員</p>	<p>運転する際は、駐車するまで油断せずに十分注意しなければ、重大事故に繋がる可能性があります。改めて、交通事故防止のために職員全員で注意喚起を行い、交通安全に対する意識の向上に努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して御意見・御質問がありましたらお願いします。 ・2点ほどお聞きします。まず1点目ですが、この時期は、特に中学校3年生の進路が非常に大きな問題になってくると思うのですが、今、進学率はどれくらいですか。
<p>学校教育課長 村尾委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・97%くらいです。 ・不登校の子供の進路について非常に危惧される面もあると思います。登校できないため、出席日数が足りなくても卒業する。ニートを出さないという部分については、国の施策も県の方針も一緒だろうと思います。不登校生徒の進路先は今の段階ではどうですか。まだ把握できていない部分は多いとは思いますが。
<p>青少年課長・教育センター所長 村尾委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、私立高校の発表はありましたが、公立高校の発表がまだないので、教育支援教室の子供たちの進路状況については、学校と連絡を取りながら対応しているところではあります。 ・私学も出席率を勘案して非常に厳しいところもあります。他にも、通信教育等で高校の資格は取れますから、保護者とよく連絡を取りながらしっかりと指導していく必要があると思います。今後、公立高校等の発表があっても、進路未定の子供がいたら、学校の担任やアウトリーチの方も活用して、最終的には進路未定者が出ないように御指導いただきたいと思います。
<p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3月5日の公立高校入試、3月13日に公立高校の合格発表、二次募集、そして定時制高校の二次募集が3月中にあります。各校長を通じて3月4日に最終的な指導をして、一人でも多くの子供たちが自分の目指す進路に進めるように指導してまいりたいと思います。
<p>青少年課長・教育センター所長 村尾委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチとは、個別の指導が必要な場合に、学校から要請があれば子供たちに関わっていきます。短期間ではなく、長期にわたってのカウンセラーや保護者との面談や学校との情報共有の中で、本人に適切な進路が見出せるように経験豊富な指導員を中心に適切に指導を行っているところです。 ・ぜひ総力をあげて進路の見通しが立つような形を取っていただきたいと思います。 ・もう一点お訊ねします。就学学校の決定は住民票に基づくわけですね。例えば、小学6年の時にいじめが起こり、どうしても人間関係が改善できず、隣の中学校への進学を希望する場合は、教育委員会の特別な配慮の下、就学学校の変更が叶うと思います。その際、通学時に交通機関や自転車を利用することになれば、保護者の責任にもなるかと思いますが。登下校の安全管理についての責任は保護者にあるのでしょうか。

学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> その件について、学校教育課や教育センターに2学期の後半から現在において特に相談が入ります。保護者の強い申し出があると、中学校にも問い合わせをし、変更するかを決定します。中学校を変更する場合は、保護者の責任において、子供たちの安全確保をして登下校してもらうこととなります。自転車やバスを利用する場合は、相談をしながら取り組んでいる現状です。多くは保護者の責任において登下校していただくことになっております。
村尾委員	<ul style="list-style-type: none"> 自転車等を活用する場合、交通安全に気をつけながら、また指導を受けながら通学路を決定するわけですね。学校側との協議の中で無理の無い対応をとっていただくと同時に、管理下についての責任がどうあるべきかということも保護者に説明をしながらやっていただきたいと思います。
学校教育課長	<ul style="list-style-type: none"> はい。交通安全の指導をしても事故がありますので、引き続き校長を通してそういった指導もしてまいりたいと思います。今現在も問い合わせは数件ありますので、学校教育課で対応したいと思います。
村尾委員	<ul style="list-style-type: none"> よろしくお願いします。
廣田委員	<ul style="list-style-type: none"> 図書館にお伺いします。図書館に限らず、科学センター等各部署とも活動に十分な予算が潤沢ではないということで色々工夫して中身の充実に尽くしていただいておりますが、図書館で新しく「雑誌スポンサー制度」の導入され、どれぐらいお受けいただいたところがありましたか。
中央図書館長	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に始めたのですが、当初は個人の方1名1誌でしたが、年度途中から商工会議所の女性会の方がまとまった冊数のスポンサーになってくださり、その後平成30年度にサカイ土地(株)が新たにスポンサーになってくださいました。今年度は、(株)西部とシンフォニア岩国の2団体1誌ずつスポンサーが増えました。現在、スポンサーになられている方は4団体、2個人の合計21誌、15万円～16万円程度となっております。
廣田委員	<ul style="list-style-type: none"> 図書に比べて雑誌が21誌と充実しているということですね。
中央図書館長	<ul style="list-style-type: none"> はい。スポンサーがいなくても雑誌は購入しているので、本来うちが払うべきお金をスポンサーに払ってもらってる状況です。
廣田委員	<ul style="list-style-type: none"> シンフォニア等が設けている音楽の専門誌があるのですが、今回応募されたと聞いておりました。周知し、各団体から専門分野の雑誌を中央図書館へ寄付していただき、それを市民が享受するという、とても少ない予算の中で充実させる良い方法をとっておられるので、紹介していただきました。ありがたいことだと思います。 もう一点、人事のことですが、「充実させるのは最後は人である」と思いますので、今までと同じく、各学校に細心の注意を払っていただき、校長からの要望もあると思いますが、教育委員会サイドから広い立場で見えていただいて、子供のために適材適所な人材を配置する努力を続けて

<p>学校教育課長</p>	<p>いただいたらと思います。臨時や非常勤の人材の確保が大変難しいかと思いますが、子供たちにとっては本採であろうと臨時の先生であろうと大きな力になりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1月上旬の校長ヒアリングの後、県教委と協議会が行われましたが、学校からも本務者のみならず臨時の先生そして非常勤の先生の多くの配置を望む声が強くありました。また、「中学校籍で小学校籍の免許を持っている方、音楽で専門的な指導ができる方、体育で専門的な指導ができる方など」の各学校の要望になるべく応じることができるように取り組んでまいりたいと思います。今日の日程でもありますが、3月26日以降に急に決めなくてはいけないことが多々ありますが、委員の皆様方に御相談申し上げながら欠員が出ないように、4月8日には万全の体制で学校のスタートが切れますよう取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東小中の工事の進捗状況についてですが、9月から始められるのですか。予定通りに小中一貫が始められるのかどうか聞かせていただきたいと思います。
<p>学校教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月22日の完了予定に向けてほぼ順調に工事は進んでおります。 ・今後4月から多くの備品の購入を予定しており、現在小中学校の方は、管理職や事務の方を中心に備品整理や引越しに向けた準備に取り組んでいるところです。引越しは、夏休み中、主に8月に行う予定にしており、予定通り進んでいます。
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・もう1点お訊ねします。教育政策課の1月行事報告で1月19日に市民文化会館にて「国際交流カフェ」が開催され、参加者22人と記載されていますが、人数が少ないのかよくわかりませんが、この内容を教えてください。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流カフェは、英語を話す外国人と日本人との交流のためのスペースを設けて、自由に話ができる空間を持ってもらおうというコンセプトで募集をし、22名集まりました。目的としては、将来的に英語交流推進センターを設置するので、そういうイメージを持ちながら、どのようなことができるかというのを市としても確認していく必要があるので、その試行としても行っている状況です。
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・22人とは日本人の人数ですか。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・はい。
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんですか。大人も含めてですか。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・両方です。
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内訳はわかりますか。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今、持ち合わせがありません。
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の試しにこれを開いているという感じですか。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開催目的の中には入れていませんが、市としてはそういうことも念頭に

西村委員 教育政策課長	置きながらやっています。 ・ どういう結果でしたか。印象として。 ・ 来られる方はそういうことを目的に来られているので、触れ合う機会が持てて良かったということは聞いておりますが、仰るとおり人数が少ないのでどれだけ効果があるかという部分については、もう少し検討の余地があるなど考えております。
教育長 教育政策課長 教育長	・ これは申し込みがあつてからのことですよ。 ・ はい。 ・ 他にないようでしたら、以上で報告第2号を終わります。 ・ 次に、日程第3 報告第3号「公務上の事故に関する専決処分の報告について」を議題といたしますが、これにつきましては、公表までの間、議事については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員 教育長	・ 異議なし ・ では、日程第3 報告第3号につきましては、非公開としますので、公開の議事が終了後に報告させていただきます。 ・ 次に、日程第4 議案第1号「岩国市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。教育政策課より説明をお願いします。
教育政策課長	・ 議案第1号「岩国市奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則」について、御説明申し上げます。本議案は、岩国市奨学金貸付金の連帯保証人に関し、住所要件・納付要件の緩和を行い、新たに課税要件を設ける等の規定の整備等を行うため、提案するものです。改正の内容としましては、第3条、第5条、第6条、様式第3号から様式第5号につきましては、第7条の連帯保証人に関する規定の整備に伴う改正及び実態に沿った改正となります。 ・ 第7条の連帯保証人に関する規定の変更について御説明します。第1項第1号、第2号において新たに課税要件を設け、保証人に収入があるかを課税状況で確認し、第3号で税の納付要件を確認します。現在は、税に加え、国民保険料等の納付状況を確認していましたが、税のみの確認で十分であるため、緩和します。また、第2項は住所要件ですが、現在は「連帯保証人二人とも」「二年以上岩国市民」であることが必要でしたが、現実には難しい面もあるため、これを「連帯保証人一人のみ岩国市民」と要件の緩和をします。当該規則は、公布の日から施行することとしておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長 教育長	・ ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・ 別にないようでしたら、議案第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員 教育長	・ 異議なし。 ・ 御異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり決します。

<p>学校教育課主幹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、日程第5 議案第2号「岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課より説明をお願いします。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第2号は、岩国市学校給食センター条例施行規則の一部を改正するために議案として提案させていただきました。改正内容は、別添に新旧対照表をつけております。左側が今までのもので、右側が改正後となります。提案理由は、令和2年4月から岩国学校給食センター及び西部学校給食センターの給食配送校を変更することに伴い、運営委員会の委員数を見直し、配送校を別表で定めるなどの規定の整理を行うため、提案するものでございます。この4月から、従来自校式で給食提供を行っていた由宇中、由宇小を親校として親子方式で調理した給食を提供していた、由宇小、由西小、神東小の3校及び岩国学校給食センターで給食配送していた岩国西中を西部学校給食センターからの給食配送校に取り込みます。自校式の給食調理室は、老朽化しており、安心・安全で、着実な給食の提供に結びつけるために実施するものです。これに伴い、第2条において、給食センターから提供する各小中学校を別表により整理しました。また、第6条において、給食の提供校が最も多くなる西部給食センターを基準に運営委員会の委員の定数上限を見直しております。以上が、議案第2号の説明となりますので、よろしくをお願いします。
<p>各委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・別にないようでしたら、議案第2号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし。 ・御異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決します。
<p>青少年課長・教育センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、日程第6 議案第3号「岩国市教育支援教室の設置に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。青少年課より説明をお願いします。
<p>青少年課長・教育センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第3号「岩国市教育支援教室の設置に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明します。この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備等のため、教育委員会会議に諮るものです。本議案について、まず、地方公務員法の改正により、支援教室の指導員及び相談員は、来年度4月1日より会計年度任用職員となるため、「委嘱」という表現から、「置く」という表現に変更いたしました。また、会計年度任用職員となったことで、市の職員と同様の服務規律が適応されるため、本規則から服務規律を削除いたしました。さらに、来年度から通勤手当相当分が支給されることとなります。しかし、美和の教室に勤める指導員は、中央教室からの派遣という扱いになっていました。そこで、美和における勤務場所を規則に規定し、「岩国市教育支援中央教室北分室」として、所在地を含めて明記するもので

<p>教育長</p>	<p>す。このことにより、美和で勤める指導員に対して、在宅地から勤務地までの通勤手当相当分が支給されることとなります。最後に、室長及び事務職員を担う担当者が明記されていなかったため、室長を岩国市教育センター次長が、事務職員を岩国市教育センターの職員といたしました。令和2年4月1日から施行するものとしております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・別にないようでしたら、議案第3号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
<p>各委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし。 ・御異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決します。 ・次に、日程第7 議案第4号「岩国市青少年育成センター設置規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。青少年課より説明をお願いします。
<p>青少年課長・教育センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第4号「岩国市青少年育成センター設置規則の一部を改正する規則」について説明します。本議案も、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備等のため、教育委員会会議に諮るものです。本議案については、地方公務員法の改定により、委嘱する職が限定され、本課が扱う教育相談員及び街頭補導員の委嘱が困難となりました。そのため、議案第3号と同様に「委嘱」という表現から、「置く」という表現に変更します。また、文書法令班からの指摘により、「置く」という表現に変更したことにより、任期に関わる事項については、別途要領で定めることといたしました。令和2年4月1日から施行するものとしております。以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・別にないようでしたら、議案第4号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
<p>各委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・御異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決します。 ・次に、日程第8 議案第5号「令和元年度教育費3月補正予算の見積りについて」を議題といたします。これ以降の日程については、公表までの間、議事については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
<p>各委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・それでは非公開として議事を進めてまいりますので、関係者以外の方は、退出をお願いします。
<p>美和支所長</p>	<p><傍聴人退席></p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、先ほど非公開として議決いたしました、日程第3 報告第3

	<p>号「公務上の事故に関する専決処分の報告について」を先に議題といたします。それでは美和支所より、説明をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告第3号「公務上の事故に関する専決処分の報告について」御説明します。本件事故は、令和2年1月21日午後3時16分頃、岩国市美和町渋前1544番地1の店舗駐車場において、岩国市立美和中学校の栄養教諭が、学校給食の用務のため、当該店舗に公用車で赴いた際、運転操作を誤り、駐車していた車両Aに衝突し、その勢いで当該車両がその前に駐車中の相手方車両Bに追突し、車両Aの運転者を負傷させるとともに、車両Aの左側後部及び前部並びに相手方車両Bの後部を損傷したものです。その後、相手方と示談交渉を行った結果、市側が100パーセントの過失となり、相手方に損害賠償金として、218,438円を支払うことで示談が成立いたしました。したがって、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年2月12日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。今後とも、公用車における事故防止に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。
<p>教育長 西村委員 美和支所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・これは止まる時にぶつかったのですか。出る時にぶつかったのですか。 ・この図面上で言いますと、空いたスペースに入れるところを運転操作を間違い、車両Aに突っ込んでいったということになります。
<p>教育長 西村委員 教育長 西村委員 美和支所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・間に車を入れようとしたんです。 ・それでAがBにぶつかったということですか。 ・そうです。 ・車両Aには人は乗っていなかったわけですね。 ・車両Aが後部座席に荷物を積もうとしていた時に、公用車が後ろから追突したので、車両Aの運転手が押し出されたような格好で転んだということです。
<p>西村委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この図で見ると、下のところの駐車場に入れようとしたということですよ。行き過ぎて前にぶつかったと。
<p>村尾委員 美和支所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これは借り上げの自分の自家用車だったのですか。 ・いいえ。市の軽トラです。
<p>西村委員 村尾委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・珍しいですね。こういうぶつかり方は。 ・不注意ですね。
<p>西村委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前に車がないと思ったんでしょうね。 ・そうですね。危ないと思ってブレーキを踏もうとしたらアクセルになったという。
<p>西村委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・最後は踏み間違い。 ・急に出たというわけではないのですが、そのまま止まれなかったというわけですね。

西村委員 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・そうでなければ前の車に突っ込むような勢いでいかないですよ。 ・勢いもアクセルをガッと踏んでガッと突っ込んだという感じではないですが、止まり切れなかったというかたちです。
村尾委員 美和支所長	<ul style="list-style-type: none"> ・これはマニュアル車だったんですか。 ・いいえ。オートマチック車です。自分の車と違ってパワステでないので切り方がちょっと遅れたと聞いております。
村尾委員 教育長 教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・気をつけて運転するようにしてください。 ・また指導してまいります。 ・別にないようでしたら、以上で報告第3号を終わります。
教育政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、日程第8 議案第5号「令和元年度教育費3月補正予算の見積りについて」を議題といたします。それでは、担当課より説明をお願いします。 ・議案第5号「令和元年度教育費3月補正予算の見積りについて」説明をさせていただきます。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。3月歳出歳入補正予算一覧表に沿って各担当から説明をさせていただきます。 ・まず、教育政策課所管分から説明をいたします。教育政策課からは歳出、歳入、繰越明許費補正になります。1ページの歳出10款教育費について御説明します。ここでは、それぞれ右の補正の詳細のところに「決算見込みによる調整」と書いてありますが、これにつきましては決算を行ったところ、それぞれ贈与金等が発生しており、その調整による減額等を示しておりますので、御説明は割愛させていただきます。4 学校施設整備費 3 小学校施設耐震化推進事業 15 工事請負費をごらんください。補正の詳細は国費追加内定に伴う前倒しとなっております。内容は体育館の天井等落下対策工事です。国費が補正予算で内定しましたのでそれに対して補正を行うもので、全額繰越となります。そのため、7ページの繰越明許費補正に小学校施設耐震化推進事業として61,974千円を計上しております。 ・1ページに戻り、5 学校建設事業費 6 東小・中学校施設整備事業 13 委託料及び15 工事請負費になりますが、これは工事が不発弾の関係で半年間延長しましたので、それに伴う減額補正となります。この減額分につきましては、いったん令和元年度予算から減額し、令和2年度予算で改めて当初予算として予算の執行をしていきたいと考えております。 ・2ページの4 学校施設整備費 2 中学校施設耐震化推進事業 15 工事請負費について、これも先ほど申し上げたとおり国費が今年度末に補正予算として内定しましたので、総額228,030千円を補正し、繰越とさせていただきます。これにつきましても7ページの繰越明許費補正として計上しております。

中央図書館長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページの 4 学校施設整備費 9 中学校施設解体事業 13 委託料ですが、これは業務を翌年度に繰り越すこととなりました。これについては、柱野中学校の売却に伴う測量業務がありますが、これを翌年度実施するというのでこちらに減額の補正をさせていただくものです。それから、次に歳入になります。5 ページをごらんください。歳出に合わせた調整になります。それぞれ調整をかけておりますので、具体的な説明につきましては歳出と同じようになります。歳入の補正額の合計としましては 6 ページ、1,894,326 千円の減額となっております。次に 7 ページ、先ほどから説明しておりますが繰越明許費補正です。小学校費、中学校費につきましては先ほどの説明のとおりです。11 災害復旧費 過年発生学校施設災害復旧事業についてですが、周北小学校の災害復旧工事請負費を繰り越しし、令和 2 年度に工事を実施するものです。なお、完成は令和 2 年 5 月末の予定となっております。 ・ 歳出の 3 ページをごらんください。本年、自動車図書館更新事業として周東図書館に配備している自動車図書館車両を更新する予算を計上しております。このうち、車両費の 18 備品購入費 20 高額備品を 1,804 千円入札執行残として減額補正するものです。
学校教育課主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの一番上、10 款教育費 2 項小学校費 2 教育振興費 2 就学援助費 20 扶助費 10 扶助費を 11,202 千円減額補正します。また、3 項中学校費 2 教育振興費 2 就学援助費 20 扶助費 10 扶助費を 8,640 千円減額補正します。これらは、決算見込みによる調整で、対象児童数が見込んでいた人数よりも少なかったための補正となります。次に、3 中学校費 2 教育振興費 3 中学校教育振興費 13 委託料 10 物件委託料は、旧市のスクールバス・スクールタクシーの運行回数が予定していた回数より少なかったため、9,900 千円減額するものです。
給食管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、2 学校給食費の 11 需用費と 13 委託料の減額です。減額理由は、決算見込み、入札の減によるものです。
学校教育課主幹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、6 ページの学校教育課分「歳入予算」について説明します。16 款国庫支出金は 900 千円減額します。主な減額補正理由としては、後ほど、周東支所及び美和支所から説明がありますが、スクールバスの購入に伴い、その約 2 分の 1 が「へき地児童生徒援助費等補助金」として補助されますが、入札により車両の購入額が下がりましたので、それに伴い、補助額も減額となるものです。また、23 款市債についてですが、美和スクールバス整備事業に対して、過疎債を充てておりますが、これについても入札により車両の購入額が下がりましたので、それに伴い、市債額も減額となるものです。
由宇支所長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの 2 教育振興費 3 中学校教育振興費 13 委託料ですが、これはスクールバスの運行回数の実績減による調整となります。
周東支所長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 教育振興費 3 小学校教育振興費 13 委託料 10 物件委託料の 1,886

美和支所長	<p>千円の減額は、周東管内のそお小学校、周北小学校のスクールバスと高森小学校のスクールタクシーの運行委託料の減によるものです。4 学校施設整備費 7 小学校スクールバス整備事業 18 備品購入費 20 高額備品ですが、そお小学校のスクールバス老朽化に伴い、新規購入をしたところ、落札価格の差が 2,443 千円出ましたので、減額補正とするものです。</p>
青少年課長・教育センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ページの 4 学校施設整備費 7 小学校スクールバス整備事業 18 備品購入費 20 高額備品ですが、予算要求時に参考見積書を業者より提出をしていただいておりますが、入札の結果、下取り社の関係などで 974 千円の不要額が確定したため、減額補正をするものです。次に、3 中学校教育振興費 19 負担金、補助金及び交付金 2 中学校通学費補助金ですが、当初補助対象予定だった生徒が 5 名ほど町外の学校へ進学し、全校生対応分の予備費と合わせて不要額が確定しました。そのために減額補正をするものです。74 万 5130 円の残額が出ましたが、今後 3 月末までに病気や怪我、転入等があった場合に備え、14 万 5130 円は残し、600 千円を減額補正するものです。
生涯学習課長・中央公民館館長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰越明許費補正です。教育センター駐車場拡張事業を 35,424 千円で計画しておりましたが、景観地区ということから日程の調整に手間取り、入札を行ったのですが不調に終わりました。そのため、本事業の工期変更を余儀なくされるため、年度内の竣工が困難となりました。よって、設計等は全て済んでおりますので、来年度の早い時期から工事を始めていきたいと考えております。
教育長 廣田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、中央公民館は、公民館整備事業で基本計画の策定業務に入っているところですが、この度、公民館に隣接する拡張用地の地権者の買収同意を得るため、地権者との協議や調整に不測の日数を要し、年度内完成が困難になったため、前払金を支払った残金を繰越金額として 10,130 千円繰り越すものです。
生涯学習課長・中央公民館館長 廣田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・ 中央公民館は駐車場の件で大変御心痛ですね。
西村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今まで交渉していた隣地に加え、新たに公民館に購入してほしいという意向を示しておられる隣地の方との追加の協議が出てきたためです。
青少年課長・教育センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何度も設計や交渉しながら変更を余儀なくされて御心配ですけど、中央公民館の駐車場は 1 台でもたくさんある方が良いでしょう。
西村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育センターの駐車場の件ですが、これは単に納期的に厳しいといった問題ですか。 ・ そうですね。1 月最初から工事着工、完成が 3 月末でしたが、3 ヶ月ぐらいではどうしても工事が完成しないということから、入札がなかったので改めてということになりました。 ・ 景観地区だから納期が難しいというのがあるのですか。

青少年課長・教育 センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・許可が出るまでに、例えば、色などの確認に手間取ったということです。
西村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・何の色ですか。
青少年課長・教育 センター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・塀などそういうことも含めてです。
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・別にないようでしたら、議案第 5 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・御異議なしと認め、議案第 5 号は原案のとおり決します。
教育政策課長	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、日程第 9 議案第 6 号「令和 2 年度教育費予算の見積りについて」を議題といたします。教育政策課より説明をお願いします。 ・議案第 6 号「令和 2 年度教育費予算の見積りについて」説明します。こちらにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるものです。 ・1 ページ(1) 予算規模につきまして、令和 2 年度の教育費は 8,270,809 千円で、令和元年度より 143,155 千円の増額となります。令和 2 年度の市の一般会計当初予算は、71,330,000 千円で、令和元年度より 5,030,000 千円の減額となります。一般会計に占める教育費の割合は令和元年度の 10.6%に対し、令和 2 年度は 11.6%と 1 ポイント増えております。 ・次に、2 ページの(2) 教育費内訳の目的別内訳について説明します。教育総合費は 73,573 千円の減額、小学校費は 436,418 千円の減額、中学校費は 26,419 千円の減額、幼稚園費は 56,022 千円の減額、社会教育費は 130,146 千円の増額、保健体育費は 14,658 千円の減額、教育諸費は 620,099 千円の増額となっております。これらの主な増減科目について説明します。まず、小学校費は学校施設整備費が 155,728 千円の増額、学校建設事業費が 706,999 千円の減額になります。学校施設整備費の主な増加要因は空調設備整備事業の増額、学校建設事業費の減額は主に御庄小学校プール整備事業の完了によるものです。社会教育費は、社会教育施設管理費が 28,745 千円の増額、公民館費が 56,667 千円の増額、文化振興費が 20,548 千円の増額になります。社会教育施設管理費の主な増加要因は新規事業のこどもの館改修事業費が、公民館費は公民館整備事業の増額が影響しております。教育諸費は学校指導費が 55,918 千円の増額、学校給食費が 36,254 千円の増額、教育振興費が 564,310 千円の増額になります。学校指導費の主な増額要因は国際交流支援員の常駐配置事業の増額によるものです。学校給食費は主に委託料等の増額が、教育振興費は新規事業の小中学校 ICT 環境整備事業が影響しております。 ・次に、社会教育費内訳についてですが、これは先ほど御説明しました社

会教育費を目で細区分したものになります。社会教育総務費、文化財保護費、社会教育施設管理費、青少年対策費、公民館費、図書館費、教育資料館費、徴古館費、科学センター費、文化振興費、合わせまして令和元年度より 130,146 千円の増額になります。次に、3 ページの教育諸費内訳についてですが、これは先ほど御説明しました教育諸費を目で細区分したものになります。学校指導費、学校給食費、学校保険管理費、特別支援学級費、奨学金貸付事業費、教育センター費、教育振興費、合わせまして令和元年度より 620,099 千円の増額になります。

- ・次に（3）10 款・教育費以外の教育関係予算についてです。2.7 特定防衛施設周辺整備事業費 8 文教施設整備事業費が 25,025 千円の増額、9 教育振興支援事業費が 54,216 千円の減額になります。2.8 再編関連特別事業費 11 学校施設等整備事業費が 56,974 千円の減額になります。11.3 文教施設災害復旧費は令和元年度と同額です。次に主な増減事業について、特定防衛施設周辺整備事業費の減額は、主に学校給食運営基金積立金の減額によるものです。再編関連特別事業費の減額は主に旧藤河中学校跡地のシロヘビ飼育施設の整備が完了したことによるものです。
- ・続きまして 4 ページです。主な事業について御説明します。2 款総務費に計上されております特定防衛施設周辺整備費になります。学校空調設備整備基金積立金は、学校の空調設備維持管理事業を実施するための基金の運用益を積み立てるものです。次に市立小学校及び市立中学校の空調設備維持管理事業は、学校空調設備整備基金を活用して整備した空調設備の維持管理を行います。主な経費は空調設備の電気代です。次に学校給食運営基金積立金は、学校給食費の無償化を実施するための交付金と基金の運用益を積み立てるものです。続きまして 5 ページ、小中学校給食運営事業の経費の主な内訳は、学校給食の食材費、給食管理システムの保守管理業務等です。次は、小中学校給食費等補助金ですが、アレルギー疾患などで給食を食べられない児童・生徒に対して給食費相当分を補助します。
- ・次に再編関連特別事業費です。学校給食施設管理運営基金積立金は岩国地域の中学校 7 校の学校給食を実施するための基金の運用益を積み立てるものです。次に岩国学校給食センターの管理運営費ですが、これは調理業務や配送業務、その他光熱水費等、給食センターの管理運営費です。続きまして 6 ページ、小中学校タブレット端末等維持管理基金積立金ですが、タブレット端末等の維持管理を実施するための基金の運用益を積み立てるものです。次に小中学校タブレット端末等維持管理事業ですが、タブレット端末等の維持管理を行います。次は（仮称）英語交流のまち推進センター整備事業、新規事業です。英語のリカレント教育を推進するほか、外国人とのコミュニケーション能力の充実を図る国際交

流拠点の整備を行います。

- ・次に 10 款 教育費です。小学校空調設備整備事業は、特別教室について計画的に空調設備の整備を行います。続きまして 7 ページ。東小・中学校施設整備事業のうち、東小・中学校校舎建設事業ですが、平成 30 年度から工事を開始し、3 年目となり、不発弾処理という不測の事態により工期を延伸しています。校舎建設工事の完了は令和 2 年 7 月末の予定です。また、校舎完成後には旧校舎の解体に着手し、解体後に令和 3 年度の完成を目指しプール、部室棟建設工事、外構整備工事に着手します。次にシロヘビ飼育施設整備事業ですが、こちらは旭第一シロヘビ屋外放飼場の土の入れ替え、屋根ネットの設置及び電気柵の更新になります。次にこどもの館改修事業です。老朽化した玖珂こどもの館のホワイエの空調機器を改修します。続きまして 8 ページ。公民館整備事業ですが、中央公民館の建替えのため基本設計等を行います。次は科学センター展示整備事業です。黒磯地区福祉交流拠点への科学センターの整備に向けて、展示に関する検討を行います。次の国際交流支援員常駐配置事業ですが、これは昨年 9 月から導入しております、グローバル化の進展の中で英語力を身につけ活躍できる力を育てていくため、中学校において国際交流支援員を常駐配置する事業になります。次の小中学校日本語指導支援員配置事業は、市内小中学校に転入してくる日本語を話せない外国人の児童・生徒に対して日本語指導を推進するため、外国語の堪能な支援員を配置する事業になります。続きまして 9 ページです。部活動指導員配置事業です。これも新規事業になります。中学校の部活動において専門的な指導や大会への引率を行うなどを職務とする「部活動指導員」を配置することで、部活動の指導体制の充実を促進し、部活動を担当する教員の負担軽減を図ります。次に英語交流のまち I w a k u n i 推進事業です。基地とともに歩んできたまちとして、市の特性を活かしながら英語の学びや国際交流が充実した「英語のまち」を実現するために、英語交流のまち I w a k u n i 創生プロジェクトを推進するものです。最後に小中学校 I C T 環境整備事業です。新規事業になります。教育における I C T を基盤とした先端技術の効果的な活用が求められているため、小中学校において、高速大容量の通信ネットワークの整備を行います。

以上で、「令和 2 年度教育費予算の見積りについて」の説明を終わります。なお、御質問等につきましては、それぞれの事業を担当しております所管課が対応いたします。

教育長
西村委員

- ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。
- ・直接予算と関係があるか分かりませんが、岩国中学校のグラウンドのバスの工事計画は進展しているんですか。
- ・はい。予算の項目としては挙がっておりませんが、学校との調整を徐々

教育政策課長

西村委員	に進めているところです。
教育政策課長	・次年度ぐらいには何とかかなりそうですか。
西村委員	・次年度にはやりたいと思っています。
教育政策課長	・バスが4台くらいで危ないですよ。
教育長	・そうですね。その辺の安全性も重要視していますので、できるだけ早めに対応したいと思っています。
各委員	・別にないようでしたら、議案第6号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
教育長	・異議なし
青少年課長・教育センター所長	<p>・御異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり決します。</p> <p>・次に、日程第10議案第7号「令和元年度後期岩国市児童生徒善行表彰について」を議題といたします。青少年課より、説明をお願いします。</p> <p>・議案第7号「令和元年度後期岩国市児童生徒善行表彰」について、説明します。この議案は、岩国市児童生徒善行表彰要領に則り、岩国市の児童生徒の日常生活における善行を表彰するに当たり、教育委員会表彰に該当すると思われるものについて、具申するものです。本件は、令和2年1月31日に、岩国市の善行表彰審査会を行い、教育長表彰9名のほか、本日具申する教育委員会表彰相当と思われる1名を選出しました。教育委員会表彰が相当と思われる1名は、岩国市児童生徒善行表彰要領第3条第2号、善行の内容が特に顕著で他の模倣となるものに該当すると思われま。善行の内容としては、川下中学校3年生植田秀容君です。行為種別は、救急看護に当たります。令和元年7月27日に岩国市中津町付近において、部活動参加のために登校中の当該生徒が、道ばたで嘔吐し動けなくなっている高齢の女性を発見し、近づいて声をかけました。部活動の登校中に高齢女性が道端で嘔吐して動けなくなっているのを発見したということです。近づいて声をかけましたが、女性は意識があるものの、声も出ないような状態であったため、緊急事態と判断し、すぐに近くの住民に救護を要請しました。その後、生徒は学校まで移動したが、高齢であったため、適切に処置が執られているか不安になり、教員とともに、現場に戻りました。女性は、倒れたままであり、嘔吐も続いている状態でした。そのため生徒は近くの内科を訪ね、状況を伝え、救急車を要請しました。救急車が来るまで、現場に待機し、到着した救急隊員に状況を伝えました。倒れていた女性は、熱中症であったようですが、適切な処置により大事には至りませんでした。後に、救助された女性が学校を訪れ、本人と面会し、感謝の意が伝えられました。</p>
	<p>以上のことから、審査会では当該生徒の善行が学校内外の者に認められており、高齢女性に対する適切な対応は、岩国市内の児童・生徒の模範となるものであり、教育委員会表彰にふさわしいと判断しました。については、御審議のほどよろしくお願いします。</p>

<p>教育長 廣田委員 青少年課長・教育センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの説明に、御質問・御意見がありましたら、お願いします。 ・高齢というのは何歳ぐらいですか。 ・すみませんが、資料には高齢としか載っておりません。
<p>廣田委員 教育長 青少年課長 村尾委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・案外まだ高齢とは思っていないかもしれません。例えば、65 で高齢かと言われれば今はノーなので。 ・そうですね。 ・分かりました、そこは確認しておきます。 ・毎年このような良いことをする生徒が減っていると思います。善行表彰等については。常時活動で1年以上と長いスパンで歯止めをかけていますよね。本当に素直な気持ちで清掃活動や行事活動をやっている生徒はすごくいると思うのですが、この内規のハードルが高いためなかなか声が上がらない。たまたま、このように事故に遭った一般市民が生徒の目に留まってこのように助けてもらったという部分については非常に良いことなのですが、このようなことはなかなかないですよ。常時活動等を通じてとか、まだ探っていけばかなり善行をやっている生徒はもっと多いのではないかと思います。ですから、褒めて伸ばすという教育体制については非常に良いと思うのですが、何か工夫はないでしょうか。
<p>青少年課長・教育センター所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その件につきましては、1月31日に行われた善行表彰審査会においても、やはりもう少し、いろいろなところで活躍している児童・生徒はたくさんいるだろう。その掘り起こしが大事ではないかという話がありました。課内でも話して、賞状をもらえる子が固定化してしまっている状況の中で、一生懸命頑張ってももらえない子もいる。そういった子供を拾い上げていける、認めてあげるひとつの手段として、もう少しレベルを下げた教育長表彰というものもあるので、積極的に小中学校の校長会を通じてピックアップしてほしいとお願いをしていこうと考えております。
<p>教育長 村尾委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見てもだいたい出てる学校が決まっていたり、そういったいろいろなところを見ていく先生方の目も大事ですし、取り上げていく姿勢も大事ですね。 ・全校生徒の前でこういったことを報告したり、褒めてあげると、本人の自信にも繋がっていきますから。ぜひ、ハードルを下げるようにとは言いませんが、掘り起こしをもっとやるように頑張りたいと思います。
<p>廣田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支所長達、社会教育の最前線で接していらっしゃる方は、多分同じ感想を持っていらっしゃると思うのですが、現場にいる時には定年退職をしてしばらく経ったら高齢だと思っていたのですが、今、中央公民館やNPOなどで合唱指導をしていたら、相手が70代から90代の方です。ある時、「御高齢の方が」話をしたら70代や80代のグループが「先生、

	<p>高齢者って何歳からですか。」と言われました。法的には75歳が後期高齢で60歳から高齢ですが、今一般の方々は元気で70代や80代でも高齢者とは思っていないので、御自分が言うにはいいですがこっちから言うのはいけないなど、私達も勉強しているところです。</p>
<p>青少年課長 廣田委員 玖珂支所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表記に気をつけたいと思います。 ・支所長の方々はその辺りはどうですか。 ・言われる通りですね。70代80代になられてもバイタリティがあられる。御自身ではそういう認識をお持ちではない方がたくさんおられるので気をつけて言うようにしています。
<p>由宇支所長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・由宇地区は「老人クラブ」の「老人」という言葉を使わずに「シニアクラブ」に改名し、由宇地区内の全ての会合において「シニアクラブ」で全部通しています。公用文も全て「シニアクラブ」に統一しています。岩国市連合会等では仕方なく、「老人クラブ」という名前が出ているそうです。
<p>廣田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会は結構今「シニア」になってきているので、私は「高齢者というのは100歳以上の方」と言うようにしています。冗談で「100歳以上の方には当てはまりますけど。」と言ったら笑いが起きました。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別にないようでしたら、議案第7号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
<p>各委員 教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異議なし ・御異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決します。 ・本日の議題は以上でございます。それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。
<p>教育政策課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次回定例会は、3月17日日本庁2階特別会議室にて14時30分から開催いたします。
<p>教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これをもちまして、令和2年第2回岩国市教育委員会会議を終了します。

岩国市教育委員会会議規則第 16 条の規定により署名する。

教育長 守山 敏晴

教育委員 村尾 利勝

教育委員 竹田 千恵